

第6章 災害復旧・復興対策計画

第6章 災害復旧・復興対策計画

第1節 生活再建支援等

第1 被災者等の生活再建支援

市担当部	総務部、市民部、健康福祉部、都市建設部
関係機関	県、消防本部、社会福祉協議会、公共職業安定所

1 罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の被災者等支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を早期に確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

被災調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊・大規模半壊・半壊・一部破損等の区分として、調査を行う。

火災により焼失した家屋等は、消防本部が消防法に基づき火災調査を行う。住宅等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するよう努める。

また、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住宅被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

■住家の被災調査

- | |
|---|
| <p>一次調査：目視による外観調査により、全壊、それ以外を調査する。</p> <p>二次調査：建物内への立入調査により、大規模半壊、半壊、一部破損等を調査する。</p> <p>三次調査：二次調査結果に対する不服申し立てにより再調査を行う。</p> |
|---|

2 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

3 災害弔慰金の支給等

市及び社会福祉協議会は、法令等に基づき、次の支援を行う。

また、各支援制度に係る被災者からの申請等を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

(1) 災害弔慰金

「群馬県市町村総合事務組合災害弔慰金の支給等に関する条例」（平成2年10月1日県指令第18号）に基づき、災害により死亡した市民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

支給機関	市
対象となる災害	次のいずれか 1 1市町村の区域内で住居が5世帯以上滅失した災害 2 都道府県内において住家が5以上滅失した市町村が3以上ある災害 3 都道府県内において災害救助法が適用された市町村がある災害 4 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害
支給対象者	災害により死亡した者の遺族
支給額	死亡者が世帯の生計を主として維持していた場合 500万円 その他の場合 250万円

(2) 災害障害見舞金

「群馬県市町村総合事務組合災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治癒後に精神又は著しい障害がある市民に対し災害障害見舞金を支給する。

支給機関	市
対象となる災害	(災害弔慰金に同じ。)
支給対象者	災害により重度の障害を受けた者
支給額	支給対象者が世帯の生計を主として維持していた場合 250万円 その他の場合 125万円

(3) 災害救護資金

「群馬県市町村総合事務組合災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しのために災害救護資金の貸付けを行う。

支給機関	市
対象となる災害	県内で災害救助法が適用された自然災害
支給対象者	災害により被害を受けた世帯の世帯主
貸付額	被害の程度に応じて150万円から350万円
貸付条件	貸付利率・・・年3%（据置期間3年～5年は無利子） 償還期間・・・10年以内

(4) 群馬県（小規模）災害見舞金

災害弔慰金、災害見舞金の対象者以外の被災者に災害見舞金を支給する。

支給機関	県ただし市経由
対象となる災害	次のいずれか 1 県内のいずれかの市町村で5世帯以上の住家が滅失した災害 2 1以外の市町村で、同一災害により住家の全壊（全焼又は流出）、半壊（半焼）若しくは床上浸水の被害又は死者、行方不明者若しくは重傷者があった場合 3 知事が特に必要と認めた災害
支給額	死者及び行方不明者 1人 30万円 重傷者 1人 5万円 全壊（全焼・流出） 1世帯 10万円 半壊（半焼） 1世帯 5万円 床上浸水 1世帯 2万円 （注）知事が必要と認めた場合は増額が可能
その他	「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害弔慰金又は災害障害見舞金 が支給された者は対象外

(5) 被災者生活再建支援金

「被災者生活再建支援法」（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難な被災者に対し、生活再建支援金が支給される。

ア 適用災害

適用となる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害とする。

なお、適用災害とする場合は、県からその旨公示する。

(ア) 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市区町村の区域に係る自然災害

(イ) 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市区町村の区域に係る自然災害

(ウ) 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害

(エ) (ア) 又は (イ) の該当する市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村の区域に係る自然災害（人口5万人未満に限る）

(オ) (ア) から (ウ) に該当する区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村の区域に係る自然災害（人口5万人未満に限る）

イ 対象世帯

上記アの自然災害により対象となる世帯は次のとおりとする。

(ア) 住宅が「全壊」した世帯

(イ) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

(ウ) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

(工) 住宅が半壊し大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

ウ 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の4分の3の額

■住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 イの（ア）に該当	半壊 イの（イ）に該当	長期避難 イの（ウ）に該当	大規模半壊 イの（エ）に該当
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

■住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

(6) 群馬県・市町村被災者生活再建支援制度

県及び市は、自然災害により住宅に著しい被害を受けた住民の生活再建を支援するため、国の被災者生活再建支援金の対象とならない被災者に対して、支援を実施するものとする。

(7) 生活福祉資金（災害援護資金）

「生活福祉資金貸付制度要綱」（厚生労働省）に基づき、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対し生活福祉資金を貸し付ける。

なお、「群馬県市町村総合事務組合災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

貸付機関	沼田市社会福祉協議会
対象となる世帯	次のすべてに該当すること。 1 低所得者世帯 2 ほかからの資金を借り入れることができない世帯
貸付金額	150万円
貸付条件	利率・・・年1.5% 償還期間・・・7年以内

4 税の徴収猶予及び減免等

市は、被災者の納税すべき市税について、法令又は条例の規定に基づき、納税の緩和措置として期限の延長、徴収の猶予又は減免等の措置ができるものとする。

5 雇用の確保

公共職業安定所は、災害により離職や休業を余儀なくされた者に対し、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく手当を支給する。また、離職者に職業紹介等の支援を行う。

6 住宅の再建支援

市は、被災者の自力による住宅の再建又は取得を支援するため、住宅金融支援機構や群馬県マイホーム建設資金利子補給の利用を促進する。

また、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等を行う。

なお、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、移転を推奨する。

7 復興過程における仮設住宅の提供

市は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

8 支援措置の広報等

市は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の市町村等が協力することにより、必要な情報・サービスを提供する。

第2 中小企業者・農林業者の再建支援

市担当部	経済部
関係機関	県

1 中小企業に対する低利融資等

市は、中小企業者の災害復旧を支援するため、次の貸付け等を行い、又はこれらの制度について周知する。

- (1) 経営サポート資金（Cタイプ：災害復旧関連要件）
- (2) 中小企業高度化資金（災害復旧貸付）
- (3) 政府系金融機関による貸付条件の優遇
- (4) 既往貸付金の貸付条件の優遇
- (5) 県信用保証協会の災害関係保証の特例

2 農林業者に対する助成・低利融資等

市は県と連携して、農林業者の災害復旧を支援するための助成・貸付け及び利子補給等を行い、又はこれらの制度について周知する。

- (1) 群馬県農漁業災害対策特別措置条例による助成
- (2) 農業協同組合及び農業協同組合連合会の融資への利子補給
- (3) 日本政策金融公庫による貸付の促進

3 地場産業・商店街への配慮等

市は、地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずる。

第3 復旧事業の推進

市担当部	総務部、各部
関係機関	関係機関、公共施設の管理者

1 被災施設の復旧等

- (1) 市及び関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援する。
- (2) 市及び関係機関は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害の防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行う。
- (3) 市は、重要物流道路及びその代替・補完路等の復旧工事について、実施に高度な技術等を要する工事や、国や県が管理する道路に接する箇所等の復旧工事では、市の工事实施体制等の実情に勘案して、災害復旧等の代行制度により、県や国（国土交通省）へ災害復旧工事を要請する。
- (4) 土砂災害防止事業実施機関は、地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。
- (5) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。
- (6) 県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

2 公共施設の復旧

(1) 災害復旧事業計画の作成

公共施設の管理者は、被災施設の復旧について速やかに災害復旧事業計画を作成する。
なお、同計画には再度災害の発生を防止するための改良等を含めることにより、将来的な災害に備える。

(2) 早期復旧の確保

ア 迅速な査定の確保

公共施設の管理者は、復旧事業が国等の査定を受ける必要がある場合は、国等と協議しながら査定計画を立てるなどして、迅速に査定が受けられるように努める。

イ 迅速な復旧事業の実施

公共施設の管理者は、決定した復旧事業が迅速に施工できるよう、請負業者の確保等必要な措置を講ずる。

(3) 財政支援の活用

公共施設の管理者は、施設の復旧に当たっては、各種法律等に基づく財政支援を積極的に活用する。

なお、公共施設の災害復旧費用に対する財政援助を定めている法律等は次のとおり。

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 感染症法
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- キ 予防接種法
- ク 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ケ 下水道法
- コ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
- サ 都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針

3 激甚災害の早期指定の確保

市長は、激甚災害が発生した場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）に基づき内閣総理大臣が行う激甚災害の指定が早期になされるよう、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、その査定事業費等を速やかに知事に報告する。

なお、主な被害状況等の報告内容は以下のとおり。

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所又は地域
- (4) 被害の程度（災害対策基本法施行規則第1表に定める事項）
- (5) 査定事業費等
- (6) その他必要事項

第2節 災害復興推進体制

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重し、県及び市が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。

また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第1 災害復興体制

市担当部	総務部、各部
関係機関	国、県

1 災害復興対策本部の設置

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、市長を本部長とする「沼田市災害復興対策本部」を設置し、各分野の災害復旧・復興活動の一元化を図る。

2 基本方向の決定

市は、被災の状況、地域の特性、住民の意向、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を決定する。

3 住民の参加

被災地の復旧・復興に当たっては、市が主体となって住民の意向を尊重しつつ、国、県の支援を受けながら共同して計画的に行うものとする。

この際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

4 国等に対する協力の要請

市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、県、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求めるものとする。

第2 災害復興計画の策定

市担当部	総務部
関係機関	—

1 復興計画の作成

- (1) 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、市は、自らが決定した復興の基本方向に基づき、具体的な復興計画を作成する。
- (2) 市の復興計画においては、市街地の復興、産業の復興及び生活の復興に関する計画を定めるとともに、その事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。
- なお、計画策定の過程において、女性の参画を進めるとともに、復興計画に障害者・高齢者等の要配慮者など多様な市民の意見を反映するよう努める。
- (3) 市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地再開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

第3 災害復興事業の推進

市担当部	総務部、市民部、都市建設部
関係機関	市民、各事業者

1 災害廃棄物の処理

(1) 適正かつ円滑・迅速な処理の実施

市は、事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行うものとする。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、国（環境省、防衛省）が作成した「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」等に基づき、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。なお、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。

(2) リサイクルの励行

市は、損壊建物の解体に当たっては、コンクリート、金属、木質系可燃物、プラスチック等の分別を徹底し、可能な限りリサイクルを図るよう努める。

(3) 環境への配慮

市は、損壊建物の解体、撤去等に当たっては、粉塵の発生防止に努めるとともに、アスベスト等有害物質の飛散等（「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省平成29年9月による））による環境汚染の未然防止や、住民及び作業者の健康管理に配慮する。

(4) 広域応援

市は、災害廃棄物の処理に必要な人員、収集運搬車、処理施設等が不足する場合は、県に応援を要請する。

2 防災まちづくりの実施

(1) 市は、必要に応じ、再度災害の防止により快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。

防災まちづくりに当たっては、現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるものとする。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

(2) 市は、既存の不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明し、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。

(3) 市は、防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保、豪雨に対する安全性の確保等を目標とするものとする。

また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝の整備等については、耐水性等に考慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ整備に努める。

3 被災市街地復興特別措置法等の活用

市は、復興のために市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整備事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の整備を図る。

4 事業の迅速、円滑化の促進

- (1) 市は、市民に対して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール等、施策の情報提供を行う。
- (2) 市は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施する。
また、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的に実施する。